

ふじよしだ

第144号

議会だより

<http://gikai.city.fujiyoshida.yamanashi.jp/>

平成30年12月定例会



平成31年2月1日 編集・発行 議会だより編集委員会 電話 (22) 0612 富士吉田市議会事務局

12月定例会

富士吉田市一般会計補正予算等を可決

平成30年12月定例会は、12月5日開会され、16日間の会期を終えて12月20日に閉会しました。

この定例会では、債権の放棄の報告

1件、富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に

関する条例などの一部改正6件、指定

管理者の指定について1件、平成30年

度一般会計補正予算など補正予算10件、

富士吉田市固定資産評価審査委員会委

員の選任1件、合計19件の議案に加え、

富士吉田市議会議員の議員報酬及び費

用弁償等に関する条例の一部改正1件

が議員から提出され、合計20件を、す

べて可決、同意しました。

市政に対する一般質問は、3人の議

員が行いました。

●議会だより編集委員会

委員長 及川 三郎

副委員長 渡辺 利彦

委員 太田 利政

勝俣 米治

渡辺 孝夫

宮下 宗昭

●12月定例会 会期日程

日程	内容
12月5日	本会議 (開会) ○会期の決定 ○議案の提出と説明 ○議案の委員会付託
12日	本会議 ○市政一般質問 総務経済委員会 ○付託議案の審査
14日	文教厚生委員会 ○付託議案の審査
17日	本会議 ○各委員長からの報告 ○議案の追加提案 (議員の提案含む) ○各議案の採決 ○富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について (閉会)
20日	

議会の動き

常任委員会行政視察研修

本市の課題や各種懸案事項について、見識を深め、研鑽を積むべく常任委員会の行政視察研修が実施され、先進地において担当者による研修を受け、本市の状況を踏まえた質疑をするなど、活発な議員の調査活動が行われました。

総務経済委員会

●実施日 10月22日～23日

●研修先 茨城県取手市

●内容 議会と議会事務局職員一体となった議会改革について



文教厚生委員会

●実施日 10月25日～26日

●研修先 埼玉県富士見市
千葉県船橋市

●内容
・子どもの貧困対策について
・保育士確保対策・待機児童対策について



建設水道委員会

●実施日 10月22日～23日

●研修先 埼玉県三郷市

●内容 土地区画整理事業について



委員会の審査から

□総務経済委員会

□文教厚生委員会

総務経済委員会

●審査案件

①議案第59号

富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

②議案第60号

富士吉田市手数料条例の一部改正について

③議案第63号

富士吉田市営駐車場の指定管理者の指定について

④議案第64号

平成30年度富士吉田市一般会計補正予算（第5号）

●審査結果

①本案は、「富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例」の一部改正でありまして、「公職選挙法の一部を改正する法律」の施行に伴い、富士吉田市議会議員選挙における選挙運動用ビラの公費負担について定めるため、所要の改正を行うものであり、妥当

と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

②本案は、「富士吉田市手数料条例」の一部改正でありまして、「不正競争防止法等の一部を改正する法律」の施行による「工業標準化法」の改正に伴い、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

③本案は、富士吉田市営駐車場の指定管理者の指定でありまして、地方自治法第244条の2第3項の規定により、富士吉田市営駐車場について指定管理者を指定するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

④本案は、平成30年度富士吉田市一般会計補正予算第5号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ1億3394万8千円を追加し、総額を224億1312万7千円とするものであります。

歳入では、市債5690万円、民生費国庫負担金3228万4千円、前年度繰越金2018万8千円、民生費県負担金1612万1千円、教育費国庫補助金795万5千円、民生費国庫補助金50万円を増額するものであります。

文教厚生委員会

●審査案件

①議案第61号

富士吉田市立保育園設置及び管理に関する条例の一部改正について

②議案第62号

富士吉田市立病後児保育室設置条例の一部改正について

③議案第65号

平成30年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

④議案第66号

平成30年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）

⑤議案第67号

平成30年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第1号）

●審査結果

①本案は、「富士吉田市立保育園設置及び管理に関する条例」の一部改正でありまして、3歳未満児の保育需要に対応する

第七保育園を新たに設置するため、所要の改正を行うものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

士吉田市介護保険特別会計補正予算第1号でありまして、今回、歳入歳出にそれぞれ1億2912万4千円を追加し、総額を43億7544万1千円とするものであります。歳入では、前年度繰越金1億2912万4千円を増額するものであります。

歳出では、介護給付費準備基金積立金1億329万9千円、介護保険償還金2582万5千円を増額するものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

⑤本案は、平成30年度富士吉田市立病院事業会計補正予算第1号でありまして、今回、資本的収入及び支出につきまして、収入を4500万円増額し、総額を2億6369万7千円とし、支出を5302万8千円増額し、総額を6億4928万7千円とするものであり、妥当と認められますので、原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇議案審議◇

報告案件・即決案件の内容

●報告第15号
債権の放棄について

【内容】
徴収不能な市営住宅家賃、水道料金及び市立病院診療費、合計2795万3300円の債権を放棄したもの。

●議案第68号
富士吉田市長等の給与条例の一部改正について

【内容】
人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告並びにこれに伴う公務員給与の改定等に鑑み、特別職の期末手当を引き上げるもの。

●議案第69号
富士吉田市職員給与条例の一部改正について

【内容】
人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告並びにこれに伴う公務員給与の改定等に鑑み、所要の改正を行うもの。

●議案第70号
平成30年度富士吉田市一般会計補正予算（第6号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ1430万1千円を追加し、総額を224億2742万8千円とするもの。

歳入では、前年度繰越金1430万1千円を増額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費3078万円を増額し、他会計繰出金1647万9千円を減額するもの。

●議案第71号
平成30年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

【内容】
歳入歳出からそれぞれ914万1千円を減額し、総額を14億3388万円とするもの。

歳入では、一般会計繰入金914万1千円を減額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費914万1千円を減額するもの。

●議案第72号
平成30年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

【内容】
歳入歳出からそれぞれ384万6千円を減額し、総額を54億7749万7千円とするもの。

歳入では、一般会計繰入金384万6千円を減額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費384万6千円を減額するもの。

●議案第73号
平成30年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第2号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ144万5千円を追加し、総額を43億7688万6千円とするもの。

歳入では、一般会計繰入金144万5千円を増額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費144万5千円を増額するもの。

●議案第74号
平成30年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）

【内容】
歳入歳出にそれぞれ37万8千円を追加し、総額を1705万6千円とするもの。

歳入では、一般会計繰入金37万8千円を増額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費37万8千円を増額するもの。

●議案第75号
平成30年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）

【内容】
歳入歳出からそれぞれ

531万5千円を減額し、総額を2億3059万3千円とするもの。

歳入では、一般会計繰入金531万5千円を減額し、歳出では、一般職給、職員手当等の人件費531万5千円を減額するもの。

●議案第76号
富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【内容】
委員の飯田勇夫氏、渡邊省二氏及び滝口仁氏の後任に、富士吉田市上暮地七丁目6番7号、瀧口克己氏、富士吉田市富士見二丁目2番12号、渡邊龍雄氏及び富士吉田市上吉田4578番地の9、鮎川久氏を選任するもの。

●議案第77号
富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

【内容】
人事院及び山梨県人事委員会における本年度の勧告並びにこれに伴う公務員給与の改定等に鑑み、市議会議員の期末手当を引き上げるもの。

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問 12月

《抜粋》

前田 厚子 議員



①災害時の家具の転倒防止への補助金について

●1回目の質問

覚えていてるでしょうか。阪神・淡路大震災で亡くなった人の数は6400名余り。地震による直接の死は約5500人、その8割に当たる4400人の方は転倒家具による窒息死・圧死であった。また4400人の9割の3960人は地震発生から15分以内に窒息死・圧死で亡くなられたそうである。

つまり、家具の転倒等で窒息死・圧死に関しては助け出す時間も無いケースがほとんどなので、事前の備えで生死が決まっていたということである。

今は災害時の備蓄として、トイレと食料に困ったという話はどこでも聞くことができる。そのお陰で私たちは簡易トイレを用意したり、水と備蓄用の食料を用意する。でも、それも生きていればこそ必要なものである。そこで、わずか震災から15分で8割から9割の人が亡くなる家具等の転倒防止がいかに大事か気づいていただきたいと思います。

本市では、昭和57年以前の木造家屋の耐震診断と改修に補助金を出している制度があると思う。この制度の現状は、お聞きするところ、診断の数は大変に多いけれど、実際に耐震工事等を実施する世帯は診断された13%くらいの世帯と伺っている。残りの87%の世帯に対して、担当課は何かアドバイスなどされているのか。残った世帯に対して今後どのような指導をされていくのか。お聞かせ願う。

そこで、私はこの耐震家屋の制度に家具の転倒防止を組み入れていただけないかと今回の質問をしている。診断をしなくても転倒防止

に必要な家具はわかる。昭和57年以前に限る事は無いと思う。

ただし、誰でもと言う訳ではなく、まず障がいのある方や高齢者世帯の方などを対象に「上限を決めた上で、何割かの補助金を出す」と言う制度を検討していただきたいと思うが、いかがか。

以前には、シェルターの話も出ていたが、木造家屋の点検をする中で家具の転倒防止の必要性を考えていただきたいと思う。

市では、このような制度についてどのような考えか、お聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、木造家屋の耐震診断と改修の補助制度についてであるが、その耐震診断により安全性が不足していると判断された木造住宅の耐震改修工事については、費用の3分の2、上限を120万円とした補助制度があるが、工事が補助限度額を上回り、自己負担額が増大するケースや建物の継承問題などの理由により改修を躊躇されているケースが多くある。

これらの世帯への対応については、これまで、広報紙やダイレクトメールによる普及・啓発活動に力を入れるとともに、「木造住宅耐震診断技術講習」を修了した地元建築士による戸別訪問において、建物改修

による耐震効果や建物の長寿命化などについて説明し、住民の方々の細かな問合せに応じるなどして、耐震改修工事への御理解を積極的にお願ひしてきた。

今後においても、耐震改修の必要性や重要性について、戸別訪問の回数を増やすなど、より細かな普及・啓発活動に積極的に取り組むとともに、個人負担の軽減により少しでも使いやすい事業となるよう国及び県に補助制度の拡大を求め、木造住宅の耐震化を促進して参る。

次に、家具の転倒防止に係る補助制度についてであるが、家具の転倒防止対策を既存の木造住宅耐震改修事業に組み入れることについては、この事業が国及び県と連動した制度であり、家具の転倒防止対策が組み入れられていないことや木造住宅耐震改修事業の対象家屋以外には対応できないことなどから、本事業における対応は困難であると考えている。

しかしながら、家具の転倒防止対策については、安全性の確保に有効な手段である。したがって、現在、防災用資機材、家具の転倒防止器具等の購入費用の30%を自主防災会に対し助成しているが、今後においては、障害者や高齢者の方々も含め、多くの市民の皆様を対象としたより利用しやすい家具の転倒防止対策の

支援制度についても検討して参りたい。

②重度心身障がい者の医療費窓口無料化について

●1回目の質問

平成26年11月に障がい者医療の窓口無料化が廃止され自動還付方式になり、早いもので4年が経った。

多くの障がいのある方は、この4年ずっと以前のよう窓口に無料に戻してほしいと訴えながら4年の日々を送ってきた。私は今も何故か、我慢するのが一番立場の弱い障がい者だったのか、納得がいかない。政治は弱者に寄り添うものだと思っている。

平成20年4月に窓口無料化になった時、もともとペナルティが生じることを承知しながら窓口無料に移行したのではないかと。少し当事者の声をあげてみたいと思う。

「後で医療費が戻ってくる」といっても、年金のみで暮らす障がい者は、一旦窓口でお金を支払うとすぐ赤字。身内に立て替えてもらっている。身内がいなければ受診を諦めていた。また、「診察や薬の会計の時間が待てず騒いだりする。親が一人で連れて行くので、心身の負担が大い。」など、あげればきりが無いほど当事者の苦しみが伝わって

くる。本当におかしいな、ということはまだある。例えば、市立病院は本市にあるのだが、16歳から18歳の重度障がいの方が受診した場合、多くの近隣自治体の18歳までの障がい者の方々は窓口無料だが、本市の障がい者の方々は窓口で支払いをして来なければ帰れない。おかしくないか。

また、もしペナルティだけが原因であるならば、対象者は国保のみであり、全体の4割に満たないのでは、社会保険まで対象にする必要は無いと思う。

それでは、3点お聞きする。

1点目、16歳以上の重度心身障がい者で医療費助成の対象者は何人いるか。その中で、16歳から18歳までの方は何人か。

2点目、自動還付方式になつて、医療費はどのように変わったか。

3点目、ペナルティを回避することによって、障がい者の為に何が施策として行われたか。

それでは、もう一度お聞きする。重度心身障がい者の医療費を窓口無料に戻すことを検討していただきたと思うが、市長の考えをお聞かせ願う。

●1回目の市長答弁

まず、3点目のペナルティ回避による障害者の方々の施策についてであるが、

●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

秋山 晃一 議員



①国民健康保険制度について

●1回目の質問

まず、国民健康保険制度をどのように考えるかという点について、厚労省が出したデータからみると、国民健康保険の加入者は1960年代は加入者の4割が「農林水産業」、3割は「自営業」だった。しかし、今では年金生活者などの「無職」が4割、非正規労働者などの「被用者」が3割で、合わせて8割近くを占めるようになってきている。また、1990年代前半には270万円を超えていた国保加入世帯の平均所得は、現在138万円にまで落ち込んでいる。全国知事会、全国市長会なども、その保険料額は他の医療保険と比較し

て高く、これを「国保の構造問題」として、「被用者保険との格差を縮小する」という抜本的な財政基盤の強化が必要」と主張している。市長もこのような認識はお持ちなのかどうかお聞きます。

併せて、市長は今年3月定例会の答弁で「諸課題の解決に向け、新たな公費負担の創設などについて、市町村間の連携を密にしなから、国及び県に働きかける」と答弁されている。その真意はどのようなものか、答弁願う。

次に、国民皆保険制度の重要な柱である国保が、他の医療保険制度に比べて大変高い保険料となっていることが、不公平だという点について、どのように考えているのか。市長の見解を答弁願う。

次に、そのような不公平を是正していくのは国及び地方自治体の責任、政治が果たす責任だという点についてはいかがか。

次に、均等割について、富士吉田市でも医療分、高齢者支援金分の合計で3万3600円、40歳以上の被

保険者であれば、さらに介護分が加わり4万3800円となる。この額が世帯の中に家族が一人増えることに課税額として増えていく。一定の減額措置があるものの、所得が低い世帯でも被保険者が一人増えることに、保険税額は所得を考慮せずに増えていく。そこで市長は、この均等割についてはどう考えているか伺う。

次に、市長は法定外の繰り入れについて、どのような認識で保険者として国保運営事業に取り組まれるのか。

●1回目の市長答弁

まず、国民健康保険制度についての抜本的な財政基盤の強化の必要性についてであるが、高齢化や就業構造などの変化により全国的にも非常に厳しい状況であることも承知している。

そこで、財政基盤の強化を図るため本年度から運営主体が都道府県に移管されたが、市町村が連携しながら、引き続き、国・県の公費負担等について強く要望していく必要があるものと考えている。

次に、国民健康保険と他の医療保険との公平性の堅持についてであるが、国民健康保険については、年齢構成や医療費水準などの構造的な課題を抱え、社会保険などと比べ加入者の負担も大きいなど非常に厳しい状況である。したがって、市長会を通じて、国に対して抜本的な財政基盤の強化

を強く要望しているところである。

本市としても、国民健康保険制度は堅持すべき制度であると認識しているため、適正・公正な制度運営を図る中で、引き続き、公平性の保持に努めていきたいと考えている。

次に、国民健康保険税の均等割に対する考えについてであるが、本年度から山梨県が国民健康保険の運営において中心的な役割を担うこととなった。県が策定した国民健康保険運営方針の中で国民健康保険税の算定方式は、均等割、平等割、所得割の3方式と決定し、本市においても、それに準じた課税方式としているところである。

国民健康保険の加入者のうち低所得者の方々にについては、所得に応じて均等割額と平等割額の軽減措置をとっている。最大7割の軽減措置をとっているため、均等割額4万3800円の方がその適用を受けた場合には、均等割額は年額1万3140円となるが、これは、所得に関係なく国民健康保険に加入することによって支払う応益的な負担である。

次に、一般会計からの法定外の繰入れについては、国において計画的・段階的に廃止していくことを求めているが、これは明確な方針として示されている。国民健康保険税を下げる目的での一般会計からの法

定外繰入れについては、認められるべきものではなく、また、社会保険加入者などとの公平性の観点から行うべきものではないと考えている。

●2回目の質問

「国保の構造問題」とは、あらためて言うと、国保税が協会けんぽや組合健保の保険料に比べて異常に高すぎることである。高すぎる保険税を払えずに滞納すれば、保険証の取り上げや、差し押さえなどのペナルティが科せられる。その結果、医療を受けにくくなり、重症化することも考えられる。国保法第1条の規定にあるとおり、市町村国保は社会的弱者救済のために、国や自治体が必要な公費を投入するのは当然である。市長も「国に対して抜本的な財政基盤の強化を強く要望」と政治の果たす責任について答弁されているが、再度、このことに対する市長の考えをお聞きます。

次に、均等割について、所得が同じであっても、家族が多いほど課税額は高くなる。「応益的な負担」ということが出されたが、これも他の医療保険にはないことである。他の医療保険は加入者の所得によって保険料が決まる。ここにも国保加入者への負担が重くなっている要因があり、改善を考えていかなければならない課題だと考えるが、再

度お尋ねする。

次に、法定外の繰り入れについて、一般会計からの公費繰入を解消すべき繰入と、続けても良い繰り入れに分類し、解消すべき繰入については、都道府県の指導によって計画的に削減、縮小するように政府が求めていることも承知している。しかし、考え方の基本は「自治体で判断する」ということである。自治体で判断するということから、保険者としてどのように事業展開するのかについて、再度その点について市長にお聞きます。

●2回目の市長答弁

まず、国保の構造問題に対する政治の果たす責任についてであるが、この問題の解決に向け、財政基盤の強化はもとより、将来にわたり安定的で持続可能な制度とすべく、その抜本的な改革として、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を実現するよう市長会を通じて国へ要望している。

次に、国民健康保険税の均等割については、法律で徴収することが義務付けられており、応益的な負担として制度の安定的運営のために必要不可欠なものであると認識している。

次に、一般会計からの法定外の繰入れについてであるが、国民健康保険税を下げる目的での一般会計からの法定外繰入れは、社会保

除加入者などとの公平性の観点から行うべきものではないと考えている。

●3回目の質問

もし、「社会的な不公平がある」と考え、その解消策として政治が果たす役割は医療保険制度の改正だと考えているのなら、市は何を果すのか。市として現行制度の中で、少しでもこの不公平の解消のための施策を進める考えがあれば、それを示していただきたい。

次に、法定外の繰り入れについて、私が繰り返し述べてきたように「自治体で判断する」というのが、基本なので、この「法定外の繰り入れは行わない」というのは市長の判断と考えるのがいいか。

●3回目の市長答弁

まず、国保の構造的な問題に対する考え方についてであるが、加入者の年齢構成や所得水準など市町村間の格差があることから、本年度より都道府県が運営主体となつていくものであり、その抜本的な改革として、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化を実現するよう要望しているものである。

誰もが必要なときに必要な医療を受けることができる国民健康保険制度を将来にわたって持続可能な形で運営していくためにも、引き続き、国及び県への財政支援の拡大を強く要望する。

とともに、加入者の医療費適正化に向けた取組みなどを実施していく。

次に、一般会計からの法定外の繰り入れについてであるが、先ほど答弁したとおり、法定外の繰り入れは行うべきものではないと考えている。

②木造住宅の耐震化の促進について

●1回目の質問

2年前、木造住宅の耐震改修事業について質問した。そこで、この2年間の取組みと進展状況についてお聞きする。

この2年間で大災害が相次いでいる。大阪北部地震、北海道胆振東部地震が起き、大地震が相次いだ。一昨年1月以来、日本付近で発生したマグニチュード5以上の主な被害地震は14件になる。2年前にも述べたとおり、建物の耐震化の必要性が強く言われたのは、阪神・淡路大震災の経験からであった。その質問の中で指摘した「木造住宅耐震改修事業」についてみると、事業実績は28年度2件、29年度も2件と、予算を組んだにも関わらず事業実績としては芳しくなく、ねらいどおりにはなっていない。

建物耐震化の基本的な考え方は「自助」である。その上で自治体が補助金を出す必要がある、お金がないことで耐震化できないという

ような事態をなくすことができる。防災・減災事業の重要な一部として取組みを進めている木造住宅の耐震化だが、現在どこまで進んでいるか。そして、この現状についてはどのように考え、対策を考えているのかお伺いする。

●1回目の市長答弁

まず、木造住宅の耐震化の現状についてであるが、平成15年度から始まった木造住宅診断事業においては、昨年度までに延べ705件の耐震診断を実施してきた。このうち、安全性が不足していると判断された654件の約13%に当たる82件においては、耐震改修工事、建替工事、取壊工事により改善が図られている。耐震改修工事については、費用の3分の2、上限を120万円とした補助制度を実施しているが、このように耐震改修の実績が伸び悩んでいる。

このため、これまでも住民の方々の細かな問合せに応じるなどして、耐震改修工事への御理解を積極的にお願いしてきた。その結果、本年11月末までにおいては、耐震診断の申込件数が東日本大震災直後の平成23年度の75件に次ぐ70件となり、耐震改修工事の申込件数についても、既に3件の申込みがあり、現在も申請のための事前相談を2件受け付けているなど近年の倍以上の件数となっている。

今後においても、耐震改修の必要性や重要性について、戸別訪問の回数を増やすなど、より細かな普及・啓発活動に積極的に取り組むとともに、個人負担の軽減により少しでも使いやすしい事業となるよう国及び県に補助制度の拡大を求め、木造住宅の耐震化を促進していく。

●2回目の質問

耐震化は、災害対策の中でも被害抑止対策の一つとしてあげられる。耐震化の基本は「自助」であり、そこを基本としながらも進んでいない耐震化に対して調査し、対策を考えていく必要があると考える。

地震災害における家屋の倒壊による犠牲者をゼロにするという高い目標のもとで、市は市内の一般木造住宅について、どのような耐震化の目標を掲げているのか。

次に、現状の調査についてだが、市内の木造住宅の耐震化率について、どのように調査されているのかお聞きする。市民の意識の高まりの中で、耐震化はどこまで促進されているのか、そこにはどんな課題があるのかも伺う。

次に、どのように市内の住宅の耐震化を進めていくかについては、知恵を集める必要がある。道路や橋梁の補強・補修、河川や危険な傾斜地への対策と合わせて、山梨県とも連携して進めていく必要があると考えて

るがいいか。

●2回目の市長答弁

まず、木造住宅の耐震化の目標についてであるが、「富士吉田市耐震改修促進計画」において、木造住宅を含む一般住宅の耐震化率を、平成27年度末の81.9%から平成32年度末において90%に向上させる目標を定めている。

次に、木造住宅の耐震化率に対する調査についてであるが、「住宅・土地統計調査」を基に住宅数を算出し、本市の補助制度利用や、制度利用のない耐震改修工事、新築工事、建替工事、取壊工事の実態把握を行い、耐震化率の算出をしている。

次に、耐震化の促進状況と課題についてであるが、住民の方々の細かな問合せに応じるなどして、耐震改修工事への御理解を積極的にお願いしてきた。

また、木造住宅の耐震改修については、「自助」が基本であり、自己負担額が増大することや建物の継承問題などの理由により改修を躊躇されることが課題であり、耐震化率が伸び悩む要因となっているものと考えている。

●3回目の質問

「改修工事の自己負担額の増大などが、耐震化率が伸び悩む要因となっている」と答弁があった。さらに、安全性が不足とされた家屋の改善がなかなか図られていない、ということも示された。

このままで、はたして32年度末に90%の耐震化率にしていくことができるのか。その点についてはどのように考えているか、市が木造住宅の耐震化を進めるために、積極的に補助をする施策を考える必要があると考えるがいいか。

●3回目の市長答弁

まず、耐震化率の目標達成についてであるが、普及・啓発活動や戸別訪問を粘り強く進め、目標達成に向け、努力していく。

次に、木造住宅の耐震化を促進するための施策についてであるが、引き続き、国及び県と連動した補助制度を活用して木造住宅の耐震化を進めるとともに、個人負担の軽減によりこの制度が少しでも使いやすしいものとなるよう国及び県に補助の拡大を求めていく。



●全文については、市議会ホームページにおいて閲覧できます。また、市立図書館および市議会図書室での閲覧は、おおむね3月中を予定しています。

市政一般質問

12月

《抜粋》

太田 利政 議員



①防災士について

●1回目の質問

平成23年の東日本大震災以降、大規模地震防災対策等がクローズアップされており、富士山防災対策など富士北麓地域の自治体も防災訓練を実施している。

本年の11月11日山梨県主導にて我が市の第二小学校グラウンドにて、大掛かりな防災訓練が実施された。また、21日には富士山噴火を想定した広域避難訓練が富士吉田合同庁舎で行われ、25日には富士北麓地域に住

民参加の訓練を行うなど、富士山噴火を想定した実動訓練も実施され、住民に防災に対する考え方が重要視されて来ている。

このような中、我が市には防災士会が設立されている。防災士と言えば防災に対するプロフェッショナルである。我が市の防災士会は現在、市内の自治会で防災・減災講演活動、更には防災訓練の指導を行っており、北麓の町村でも防災・減災講演や防災指導を行っている。その中で近隣町村でも防災士会を設立しようという動きが出ているのが現状である。

岩手県議会では災害時の事業継続計画に「議員は防災士の資格を取得に努める」ことを盛り込み、資格を得ることで条例の立案などに生かし、県内の防災力

の強化を図ろうとしているようだ。我が市でも数名の議員が防災士の資格を取得している。先日の新聞紙上には、防災士の資格取得者が全国で15万人突破と言う記事が掲載されていた。

また、我が市の女性で70歳を過ぎて「防災士」の資格を取得した方がいる。「高齢のため現場で動くことは出来ないが、意識啓発だけはこれからも続けたい」と、自治会などの防災・減災講演会に出向いて防災意識の高揚を図っているのが実情である。

私は防災士の資格を持っていないが、平成27年7月に我が市と防災士会を締結させた経緯から発言しているのである。

そこで、これから将来発生すると言われている東海・東南海地震等の防災対策、更には富士山火山防災などを考えたとき「備えあれば憂いなし」のことわざのとおり、日ごろから防災士の指導を受けて行くことが大事だと思う。

また、防災士を多く育成



して行くには我が市が協力して、女性や若者、更には消防団活動経験者にも資格取得を呼び掛ける事は必要不可欠だと思うが、執行者の考えを伺う。

●1回目の市長答弁

今年に入り、震度6弱を観測した大阪府北部地震や西日本を中心とした記録的な豪雨、北海道で初めて観測された最大震度7の胆振

東部地震など、予想をはるかに超える突発的な自然災害が全国各地で発生し、改めて自然災害の脅威を感じているところである。

いつ発生するかわからない大規模な災害に備えるとともに、市民の皆様の防災意識の向上を図るため、本市では、平成27年7月に富士吉田防災士会と「防災・減災に係る相互協力に関する協定書」を締結した。

防災士会の皆様には、本市との連携を図る中、市や各地域が実施する防災訓練、防災講演会、各種研修等への参加をはじめ、地域住民、地域団体、防災関係機関への支援、地域防災活動への指導助言、その他防災意識の向上に対する啓発活動などを行っていただいている。こうした活動は、本市にとっても本当に心強いものであり、各地区の自主防災組織の活動支援等への中心的な役割を担う防災士を育成することは、本市の防災力向上の底上げにもつながるものと考えている。

現在、本市では、各地区の自治会や自主防災会の皆様に対し「甲斐の国・防災リーダー養成講座」を受講するよう周知し、防災士の育成に努めている。

今後においても、高校生や中学生、福祉団体等の皆様に対し、「出前防災講座」等を通じて防災士の資格取得について積極的に呼び掛けていくとともに、多くの市民の皆様が資格を取得していただけるよう広報紙を

はじめ、ホームページやFMふじよこなどで周知啓発していく。

また、消防団活動経験者等への資格取得の呼び掛けについてであるが、消防団員で分団長以上の階級にある方又は経験者の方については、防災士の資格取得要件が免除される特例がある。このことから、消防団正副分団長会議や自主防災連絡・連携会議などを通じて本特例制度を積極的に周知するとともに、多くの方に資格を取得していただけるよう、分団長経験者はもとより、女性や若者を含む一般の方々の資格取得に対する登録料等への補助制度についても、今後前向きに検討していきたいと考えている。

●2回目の質問

今回の答弁で多くの市民に資格取得の周知啓発に努め、資格取得に対する登録料等への補助制度についても前向きに考えるとの発言、大変心強く思うところである。

平成27年7月に富士吉田

防災士会設立以来、徐々にではあるが、防災士が増えてきている状況と聞き及んでいる。

そこで、新たに防災士の資格を取得した会員の教育や、大災害に備えた自助・共助等の訓練や、防災と救助等の技術の錬磨などに取り組む必要性がある。また、会員同士の情報の共有化を図ることも重要となってくる。

そのような中で、現在防災士会には会議を開催する事務所等の活動拠点がない。そこで、この拠点創りを考えて頂けるか市長の考えを伺う。

●2回目の市長答弁

防災士会の活動拠点づくりについてであるが、防災士会の皆様は、様々な災害に対し、その持てる技術と知識を効果的に発揮できるよう日頃より資質の向上に努めており、地域の減災と防災力の強化に対し、市民の皆様から大きな期待が寄せられている。

しかし、現在、このよう

な活動を推進するための拠点施設がなく、新たな防災士の育成や訓練の実施、防災士同士の情報の共有化等が十分に図られていないことは、私も強く認識しているところである。

自助、共助の要である防災士のスキルアップを目的とした機会の創出は必要不可欠であり、このような環境の整備については、防災士自身の地域防災に関する技術の向上や、経験不足による不安の解消につながる。とともに、防災士同士の連携や情報の共有化により災害時における協力体制も強化されるなど、大変重要かつ効果的なものであると考えている。

本市においては、富士山火山噴火や南海トラフ地震に備え、自助・共助・公助のそれぞれが相互に連携し、被害を最小限に抑えるとともに、早期の復旧復興につながるような体制づくりが喫緊の課題となっている。特に、一人でも多くの人たちを救う減災には、自助・共助による「ひとの力」が

重要であり、その一翼を担っていたのが防災士の皆様であると考えている。こうした観点から、本市としても、自助・共助の推

進役である防災士会の皆様と今まで以上に連携しながら地域の減災と防災力を高めることが、安心・安全なまちづくりにつながるもの

と考えているので、その活動の基盤となる拠点づくりについては、今後様々な視点から早期に検討を進めていく。



議案等の審議結果（12月定例会）

（賛成○／反対●／欠席△／賛成討論者☆／反対討論者★）

議案等番号	案 件	付託委員会等	太田 利政	奥脇 和一	渡辺 孝夫	渡辺 利彦	戸田 元	及川 三郎	渡辺 幸寿	勝俣 米治	横山 勇志	桑原 守雄	小俣 光吉	渡辺 貞治	秋山 晃一	前田 厚子	羽田 幸寿	勝俣 大紀	宮下 宗昭	渡辺 新喜	鈴木 富蔵	渡辺 大喜	審議結果	
報告第15号	債権の放棄について	12/5 報告	-	-	-	-	-	-	議長	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	報告	
議案第59号	富士吉田市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第60号	富士吉田市手数料条例の一部改正について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第61号	富士吉田市立保育園設置及び管理に関する条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第62号	富士吉田市立病後児保育室設置条例の一部改正について	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第63号	富士吉田市営駐車場の指定管理者の指定について	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第64号	平成30年度富士吉田市一般会計補正予算（第5号）	総務 経済	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第65号	平成30年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第66号	平成30年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第1号）	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第67号	平成30年度富士吉田市立病院事業会計補正予算（第1号）	文教 厚生	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第68号	富士吉田市長等の給与条例の一部改正について	12/20 即決	○	○	○	○	☆ ○	○	議長	○	○	○	○	○	★ ●	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第69号	富士吉田市職員給与条例の一部改正について	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第70号	平成30年度富士吉田市一般会計補正予算（第6号）	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第71号	平成30年度富士吉田市下水道事業特別会計補正予算（第1号）	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第72号	平成30年度富士吉田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第73号	平成30年度富士吉田市介護保険特別会計補正予算（第2号）	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第74号	平成30年度富士吉田市介護予防支援事業特別会計補正予算（第1号）	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第75号	平成30年度富士吉田市看護専門学校特別会計補正予算（第1号）	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決
議案第76号	富士吉田市固定資産評価審査委員会委員の選任について	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	同意
議案第77号	富士吉田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	12/20 即決	○	○	○	○	○	○	議長	○	☆ ○	○	○	○	★ ●	○	○	○	○	○	○	○	○	可決

◎委員会に付託された議案等の内容については、“委員会の審査から”をご覧ください。

◎報告案件・即決案件の内容については、“報告案件・即決案件の内容”をご覧ください。